

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新												
第1部 総則 第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局 近畿地方整備局</td><td>3 応急・復旧 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</td></tr> </tbody> </table> (中略) 3 指定公共機関 (新規)	機関名	内 容	中部地方整備局 近畿地方整備局	3 応急・復旧 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施	第1部 総則 第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局 近畿地方整備局</td><td>3 応急・復旧 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る</td></tr> </tbody> </table> (中略) 3 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽天モバイル株式会社</td><td>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</td></tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	中部地方整備局 近畿地方整備局	3 応急・復旧 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る	機関名	内 容	楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
機関名	内 容												
中部地方整備局 近畿地方整備局	3 応急・復旧 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施												
機関名	内 容												
中部地方整備局 近畿地方整備局	3 応急・復旧 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る												
機関名	内 容												
楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置												
第3章 三重県の特質及び風水害等の状況 第3節 近年の気象及び災害の傾向 第1項 近年の気象の傾向 2 大雨の発生傾向 大雨の過去44年間の発生傾向として、全国のアメダス地点（約1,300地点）における、1時間降水量50ミリ以上（非常に激しい雨）、同80ミリ以上（猛烈な雨）の年間観測回数は増加傾向にある。 こうした傾向は、県内20地点においても同様である。	第3章 三重県の特質及び風水害等の状況 第3節 近年の気象及び災害の傾向 第1項 近年の気象の傾向 2 大雨の発生傾向 大雨の発生傾向として、全国のアメダス地点（約1,300地点）における、1時間降水量50ミリ以上（非常に激しい雨）、同80ミリ以上（猛烈な雨）の年間観測回数は増加傾向にあり、こうした傾向は、県内20地点においても同様である。 <u>なお、次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる強い降水をともなう雨域（長さ50～300km程度、幅20～50km程度）は「線状降水帯」と呼ばれ、毎年のように各地で発生している。</u>												

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和４年３月修正案 新旧対照表

旧	新
第２部 災害予防・減災対策 第２章 安全な避難空間の確保 第１節 避難対策等の推進（予防７） 第３項 対策 ■県が実施する対策 １ 県における対策及び市町を対象とした対策 ＜中略＞ （新規） (10) 感染症対策（防災対策部） 「避難所運営マニュアル策定指針」等により、市町の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。	第２部 災害予防・減災対策 第２章 安全な避難空間の確保 第１節 避難対策等の推進（予防７） 第３項 対策 ■県が実施する対策 １ 県における対策及び市町を対象とした対策 ＜中略＞ <u>(10) 避難所外避難者対策（防災対策部）</u> <u>市町と連携し、「避難所運営マニュアル策定指針」を用いた避難所外避難者対策を促進する。</u> (11) 感染症対策（防災対策部） 「避難所運営マニュアル策定指針」等により、市町の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
■市町が実施する対策 1 地域等を対象とした対策 <中略> (8) 避難行動要支援者・要配慮者対策 県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。 (9) 観光客、帰宅困難者等対策 県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。 (10) ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 (新規) (11) 感染症対策 県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。 【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備・周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示（緊急）基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (7) 避難行動要支援者・要配慮者対策（避難行動要支援者名簿掲載基準） (8) 観光客、帰宅困難者等対策 (9) ペット対策 (10) その他必要な事項	■市町が実施する対策 1 地域等を対象とした対策 <中略> (8) 避難行動要支援者・要配慮者対策 県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、<u>避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。</u> (9) 観光客、帰宅困難者等対策 県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。 (10) ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 <u>(11) 避難所外避難者対策</u> <u>車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所における避難所外避難者対策を推進する。</u> (12) 感染症対策 県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。 【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備・周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示（緊急）基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (7) 避難行動要支援者・要配慮者対策（<u>避難行動要支援者名簿掲載基準／個別避難計画の作成・活用方針等</u>） (8) 観光客、帰宅困難者等対策 (9) ペット対策 (10) その他必要な事項
■自主防災組織等が実施する対策 1 地域の避難対策の推進 市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。	■自主防災組織等が実施する対策 1 地域の避難対策の推進 市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和４年３月修正案 新旧対照表

旧	新
第２部 災害予防・減災対策 第３章 風水害に強い県土づくりの推進 第１節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防８） 第３項 対策 ■県が実施する対策 (2) 河川のソフト対策の推進 近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、市町や住民の避難判断の参考となる雨量・水位情報の確実な発信や中小河川において洪水に特化した水位計の設置に努めるとともに、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な洪水浸水想定区域図の策定等のソフト面からの減災対策を実施する。	第２部 災害予防・減災対策 第３章 風水害に強い県土づくりの推進 第１節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防８） 第３項 対策 ■県が実施する対策 (2) 河川のソフト対策の推進 近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、市町や住民の避難判断の参考となる雨量・水位情報の確実な発信や中小河川において洪水に特化した水位計・監視カメラの設置に努めるとともに、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な洪水浸水想定区域図の策定等のソフト面からの減災対策を実施する。
■市町が実施する対策 6 要配慮者利用施設の水害対策 水防法に基づく浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を市町地域防災計画に定める。 また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。	■市町が実施する対策 6 要配慮者利用施設の水害対策 水防法に基づく浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を市町地域防災計画に定める。 また、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新								
■参考 1 洪水調節ダムの現況 (1) 宮川ダム 宮川ダムは、宮川の統合開発事業の一環として多気郡大台町地内に建設された洪水調節、不特定利水、及び発電を目的とした多目的ダムである。 洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒 3,100 m³の内、毎秒 1,600 m³を調節し、下流岩出附近における計画高水流量、毎秒 8,400 m³を 7,600 m³に<u>逡減</u>を図るものである。 <中略> (4) 青蓮寺ダム 青蓮寺ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市青蓮寺及び中知山内に建設された、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、農業用水及び発電を目的とした多目的ダムである。 洪水調節は、<u>ダム地点での計画高水流量、毎秒 1,100 m³の内毎秒 650 m³を調節する。</u> 昭和 45 年に完成し、以後各年の出水期には、名張地区及び木津川・淀川流域の被害の軽減に貢献している。 <中略> (5) 室生ダム 室生ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、奈良県宇陀市室生大野地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を行う多目的ダムである。 洪水調節は、<u>ダム地点での計画高水流量、毎秒 1,100 m³の内、毎秒 800 m³を調節する。</u> 昭和 49 年に完成し、ダムは、奈良県内に位置するものの、下流約 12 kmにある名張地区及び木津川・淀川流域の被害の軽減に青蓮寺ダムと相まって大きく貢献している。 <中略> (6) 比奈知ダム 比奈知ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市上比奈知地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電を目的とした多目的ダムである。 洪水調節は、<u>ダム地点での計画高水流量 1,300 m³の内、毎秒 1,000 m³を調節する。</u> 平成 11 年に完成し、名張川流域や木津川・淀川流域の被害の軽減に貢献している。	■参考 1 洪水調節ダムの現況 (1) 宮川ダム 宮川ダムは、宮川の統合開発事業の一環として多気郡大台町地内に建設された洪水調節、不特定利水、及び発電を目的とした多目的ダムである。 洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒 <u>2,500 m³</u>の内、毎秒 <u>1,000 m³</u>を調節し、下流岩出付近における計画高水流量、毎秒 8,400 m³を 7,600 m³に<u>低減</u>を図るものである。 <中略> (4) 青蓮寺ダム 青蓮寺ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市青蓮寺及び中知山<u>地</u>内に建設された、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、農業用水及び発電を目的とした多目的ダムである。 洪水調節は、<u>下流河道の整備状況、実績洪水等を考慮し、ダム流入量、毎秒 977 m³に対して、最大毎秒 450 m³の一定量の放流を行う。</u> 昭和 45 年に完成し、以後各年の出水期には、名張地区及び木津川・淀川流域の被害の軽減に貢献している。 <中略> (5) 室生ダム 室生ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、奈良県宇陀市室生大野地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を行う多目的ダムである。 洪水調節は、<u>下流河道の整備状況、実績洪水等を考慮し、計画流入量、毎秒 730 m³に対して、最大毎秒 300 m³の一定量の放流を行う。</u> 昭和 49 年に完成し、ダムは、奈良県内に位置するものの、下流約 12 kmにある名張地区及び木津川・淀川流域の被害の軽減に青蓮寺ダムと相まって大きく貢献している。 <中略> (6) 比奈知ダム 比奈知ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市上比奈知地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電を目的とした多目的ダムである。 洪水調節は、<u>下流河道の整備状況、実績洪水等を考慮し、ダム流入量、毎秒 924 m³に対して、最大毎秒 300 m³の一定量の放流を行う。</u> 平成 11 年に完成し、名張川流域や木津川・淀川流域の被害の軽減に貢献している。								
第2節 地盤災害防止対策の推進（予防9） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災宅地危険度判定士の養成 降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。 <table border="1"> <tr> <th>項 目</th><th>現状 (R2.3 末現在)</th></tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td><td>1,090 人</td></tr> </table>	項 目	現状 (R2.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,090 人	第2節 地盤災害防止対策の推進（予防9） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災宅地危険度判定士の養成 降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。 <table border="1"> <tr> <th>項 目</th><th>現状 (R3.3 末現在)</th></tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td><td>1,169 人</td></tr> </table>	項 目	現状 (R3.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,169 人
項 目	現状 (R2.3 末現在)								
被災宅地危険度判定士	1,090 人								
項 目	現状 (R3.3 末現在)								
被災宅地危険度判定士	1,169 人								

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
■市町が実施する対策 5 要配慮者利用施設の土砂災害対策 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画に定める。 また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して指示を行う。	■市町が実施する対策 5 要配慮者利用施設の土砂災害対策 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画に定める。 また、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して指示を行う。
第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。 ① 緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ア 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 イ 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点施設等）を連絡する道路 ウ 第3次緊急輸送道路 その他の道路	第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。 ① 緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ア 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 <u>a 広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路</u> <u>b 広域幹線道路である一般国道（指定区間）</u> <u>c 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路</u> <u>d 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記 a, b, c を連絡、補完する道路</u> <u>※a, b のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く</u> イ 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点等）を連絡する道路 <u>a 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点を連絡する道路</u> ウ 第3次緊急輸送道路 その他の道路 <u>a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路</u> <u>b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路</u>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
第5章 防災体制の整備・強化 第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備 ア 広域災害・救急医療情報システム（EMI S）の体制充実（医療保健部） 県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関（国、都道府県、医療機関、消防等）と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム（EMI S）の運用を行っており、病院だけでなく、有床の診療所を含めた医療機関のEMI Sへの加入促進に努める。 <中略> ケ SCUの整備（医療保健部） ①広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、SCU候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）と県立看護大学に、SCUを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。	第5章 防災体制の整備・強化 第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備 ア 広域災害・救急医療情報システム（EMI S）の体制充実（医療保健部） 県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関（国、都道府県、医療機関、消防等）と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム（EMI S）の運用を行っており、病院だけでなく、有床及び透析施設を有する診療所を含めた医療機関のEMI Sへの加入促進に努める。 <中略> ケ SCUの整備（医療保健部） ①広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、SCU候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）、<u>三重大学グラウンド及び</u>県立看護大学に、SCUを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。
第6章 特定自然災害への備え 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 局地的大雨対策 局地的大雨が発生すると、狭い範囲に非常に激しい雨が降ることにより、短時間での急激な河川の水位上昇や、道路の冠水、土砂災害の発生など、局所的に災害の危険性が高まることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。 (3) 浸水想定区域の指定（県土整備部、各施設管理部局） 水防法に基づき指定した水位周知河川については、河川が氾濫した場合の浸水想定区域を指定・公表するとともに、浸水想定区域図を作成し、市町の洪水ハザードマップ作成を支援する。 また、浸水想定区域内の県有施設等について、必要に応じ、かさ上げや防水壁設置等の浸水対策を実施する。	第6章 特定自然災害への備え 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 局地的大雨対策 局地的大雨が発生すると、狭い範囲に非常に激しい雨が降ることにより、短時間での急激な河川の水位上昇や、道路の冠水、土砂災害の発生など、局所的に災害の危険性が高まることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。 (3) <u>洪水</u>浸水想定区域の指定（県土整備部、各施設管理部局） 河川が氾濫した場合の<u>洪水</u>想定区域を指定・公表するとともに、<u>洪水</u>浸水想定区域図を作成し、市町の洪水ハザードマップ作成を支援する。 また、<u>洪水</u>浸水想定区域内の県有施設等について、必要に応じ、かさ上げや防水壁設置等の浸水対策を実施する。
第3部 台風接近時等の減災対策 第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策 第1節 三重県版タイムラインについて 1 第3部について (1) 第3部の位置づけ これまでの「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」では、災害発生が予想された時点から災害発生後に至る一連の対策を、第3章「災害応急対策計画」として一括して整理していましたが、平成27年3月修正時に、対策の時間軸に沿って次のとおり細分化し、再構成を図っています。 ・災害発生が予測された時点で取る事前対策については、「第3部 台風接近時等の減災対策」に記載する。 ・災害発生後に取り組むべき対策のうち、災害が発生した直後に取り組むべき応急対策活動の内容	第3部 台風接近時等の減災対策 第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策 第1節 三重県版タイムラインについて 1 第3部について (1) 第3部の位置づけ <u>三重県地域防災計画（風水害等対策編）では、災害発生が予測された時点で取る事前対策について、この「第3部 台風接近時等の減災対策」に記載し、災害発生後に取り組むべき対策については、「第4部 発災後の応急対策」及び「第5部 被災者支援・復旧対策」に記載している。</u> <u>特に、三重県では、頻発化・激甚化する近年の風水害に対して、発災後を中心とした対策だけでは必ずしも十分ではなく、よりきめ細かな事前対策が求められる、との考え方から、「いつ」、「誰が」、「何を」すべきかを時系列ごとに整理した「三重県版タイムライン」を策定しており、その基</u>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
については、「第4部 発災後の応急対策」に記載する。 ・災害発生後に取り組むべき対策のうち、被災者支援に関する内容については、従来計画の「第4部 災害復旧計画」に掲げた対策と統合し、「第5部 被災者支援・復旧対策」として記載する。 この第3部については、「第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策」「第2章 災害対策本部機能の確保」「第3章 避難誘導体制の確保」「第4章 災害未然防止活動」の4つの章で構成しています。 中でも、「第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策」については、台風等が頻発化・強大化する近年の気象現象のもとでは、発災後を中心とした対策だけではなく、今後はより一層きめ細かな対策が求められる、との考え方から、新しい風水害対策の一つとして注目されている災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた防災行動計画、いわゆる「タイムライン」について、本県の考え方を示しています。 現在、国等においては、タイムラインの考え方に基づく新たな対策の検討が進められています（141ページ参照）。これは上述のとおり、数日前から規模や進路等についてある程度の予測が可能な風水害である台風等に対して、県や市町その他の防災関係機関が、到達までのリードタイムを生かした事前対策に万全を期すことで、防災及び減災効果を高めようとする取組です。 本県においてもこれら取組に倣い、「三重県災害対策本部運営要領」をベースとした、第2章から第4章に掲げる対策とともに、タイムラインの視点に基づく新たな対策を検討し、「いつ」、「誰が」、「何を」すべきかを時系列ごとに整理した計画、「三重県版タイムライン」を策定しました。 また、「三重県版タイムライン」の策定後は、県内市町におけるタイムライン策定に向けた水平展開を進め、一体的なタイムラインの運用を行うことで、本県の総合的な防災・減災対策の充実・強化を図ることとしています。 この第1章では、まず本節において、「三重県版タイムライン」策定の目的や基本的な考えを述べるとともに、市町に対しては、タイムラインの検討・導入を促します。続いて第2節においては、タイムラインに基づき整理・検討した事前行動項目等について記述しています。 (2) 第3部の構成 第3部の構成を改めて記すと、次のとおりとなります。 ①第1章 ここでは、「三重県版タイムライン」策定や導入を中心に、タイムラインに基づく防災・減災対策の考え方について記載しています。 ②第2章～第4章 第2章 災害対策本部機能の確保 第3章 避難誘導体制の確保 第4章 災害未然防止活動 ここでは、「三重県災害対策本部運営要領」や「三重県版タイムライン」で整理・検討した事前行動項目をベースにした、実施すべき事前の防災・減災対策について記載しています。 2 「三重県版タイムライン」について (1) 「三重県版タイムライン」策定・導入の目的 県の災害対策活動は、県災害対策本部設置後の対策が主に整理されており、災害対策本部設置までの様々な事前対策を実際に行っているものの、対策全体の進捗を把握するなどの整理がなされていません。 また、県災害対策本部設置後の対策についても、「いつ、誰が、何を」すべきかを事前に決めておくことが可能な対策項目と、事前に決めておくことができない、災害の様相や状況に応じて判断すべき対策項目との整理ができていません。 「三重県版タイムライン」は、発災前から予測できる風水害である台風に対し、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理したもので、事前対策として被害の最小化へつなげることを目的とし	本的な考え方をこの第3部「第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策」に整理している。 続いて、「三重県版タイムライン」に基づき実施する具体的な対策について、「第2章 災害対策本部機能の確保」、「第3章 避難誘導体制の確保」、「第4章 災害未然防止活動」において整理する。 2 「三重県版タイムライン」の基本的な考え方 発災前から予測できる台風に対して、事前対策から発災後の対策までを、「いつ、誰が、何をするか」をタイムラインの考え方により時系列で整理し、各段階で「抜け・漏れ・落ち」のない対策を講じることを目的とする。 また、県地方災害対策部では、三重県版タイムラインに準じて「地方部タイムライン」を策定し、一体的な災害対策を行う。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
ています。 また、県庁内の組織を超えた取組を行うとともに、関係機関とも連携を図り、一体的な災害対策を行うことで防災・減災をめざします。 (2) 「三重県版タイムライン」の基本的な考え方 ①想定される運用時間（いつ） 概ね台風到達5日前から1日後（原則、県災害対策本部廃止まで） ②運用主体（誰が） 「三重県版タイムライン」の運用主体は、県災害対策本部における各部隊と、各部隊が災害対応上関係する機関とします。 総括部隊の例：県（総括部隊）、市町、消防本部、津地方気象台、国土交通省、警察本部、陸上自衛隊、海上保安庁 ③行動項目（何を） 県災害対策本部設置後の対策だけではなく、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理しています。 ④対象とする災害 本県に影響を及ぼす可能性がある台風 ⑤タイムラインステージ 台風の接近状況や県災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのステージを設定し、下記ステージごとに記載された行動項目を取り組んでいきます。 タイムラインステージ1：発動 タイムラインステージ2：準備段階 タイムラインステージ3：早期警戒 タイムラインステージ4：行動 タイムラインステージ5：緊急対応 タイムラインステージ0：解除 ⑥「ゼロ・アワー」の設定 タイムラインに基づく活動は、主たる災害の発生地点となる「ゼロ・アワー」に至るまでに得られる「リードタイム」を生かし、防災・減災行動を行います。この「リードタイム」を明確にし、この間に各運用主体が連携し、限られた時間内でタイムラインに基づく行動項目を実施していくために「ゼロ・アワー」を設定する必要があります。 「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を把握することにより、各運用主体がどのタイミングでどのような防災行動を実施するかを整理し、迅速かつ効率的な防災行動がめざすことができます。 ・「ゼロ・アワー」 台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点 ・「ゼロ・アワー」の設定 「ゼロ・アワー」の設定は、気象情報や水位情報などをふまえ、台風による被害が危惧されるタイミング（およその時間）と発生しうる地域を判断します。 なお、設定した「ゼロ・アワー」については、各運用主体への情報共有を図ります。 (3) 「三重県版タイムライン」策定の検討 策定にあたっては、すでに運用を始めている紀宝町のタイムラインを参考としました。 また、県関係部局や市町、関係機関と「顔の見える関係」を構築しながら、共に検討する場として県と津地方気象台が共同で設置した「県防災施策に関する研究会」を活用して策定を進めました。 (4) 「三重県版タイムライン」の運用と検証 「三重県版タイムライン」は、台風時に取り組みべき内容をあらかじめ整理していますが、実際の台風の状況に応じて、各行動項目の実施時期が早まるなどその時々に応じた臨機の対応が必要と	①想定される運用時間（いつ） 概ね台風到達5日前から1日後（原則、県災害対策本部廃止まで） ②運用主体（誰が） 「三重県版タイムライン」の運用主体は、県災害対策本部における各部隊と、各部隊が災害対応上関係する機関とします。 総括部隊の例：県（総括部隊）、市町、消防本部、津地方気象台、国土交通省、警察本部、陸上自衛隊、海上保安庁 ③行動項目（何を） 県災害対策本部設置後の対策だけではなく、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理しています。 ④対象とする災害 本県に影響を及ぼす可能性がある台風 ⑤タイムラインステージ 台風の接近状況や県災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのステージを設定し、下記ステージごとに記載された行動項目を取り組んでいきます。 タイムラインステージ1：発動 タイムラインステージ2：準備段階 タイムラインステージ3：早期警戒 タイムラインステージ4：行動 タイムラインステージ5：緊急対応 タイムラインステージ0：解除 ⑥「ゼロ・アワー」の設定 タイムラインに基づく活動は、<u>台風上陸や台風接近の影響による大雨等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、そこに至るまでに得られる「リードタイム」を生かして行う。</u> <u>限られた時間内で各運用主体が連携し、タイムラインに基づく行動項目を確実に実施していくためには、「ゼロ・アワー」を設定し、「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を明確にする必要がある。</u> <u>この「リードタイム」を把握することにより、各運用主体がどのタイミングでどのような防災行動を実施するかを整理し、迅速かつ効率的な防災行動が可能となる。</u> (削除)

旧	新
なることを留意しなければなりません。 また、「三重県版タイムライン」に記載された行動項目や実施するタイミングが適切かなどの有効性について、定期的な検証（ふりかえり）を行い、より実践的な改善を図っていく必要があります。  3 県内への水平展開 (1) 市町タイムライン策定に向けた支援 「三重県版タイムライン」の運用主体である関係機関の一部に含まれる県内市町は、住民に対する情報提供や避難勧告等の発令などの役割を担い、住民一人ひとりの避難行動に大きく影響します。より現場に近い立場で幅広い防災対策を担う市町が、各々の視点でタイムラインの考え方を取り入れた対策を講じることが必要です。 このため、本県タイムラインの取組を一層広げ、より一体的な災害対応力を図るために、「市町タイムライン基本モデル」を用い、これら県内市町における「市町タイムライン」の策定を支援します。 (2) 地方部タイムラインの策定 県全体の災害対応力の向上を図るためには、県の災害対策本部の活動のみを定めた「三重県版タイムライン」の導入だけでは不十分です。市町により近い位置で関係性を持つ地方部、すなわち県地方災害対策部の地方統括部で「地方部タイムライン」を運用し、一体的な災害対策を行います。 （※下記、イメージ図を参照）	(図削除) 3 市町タイムラインによる防災対策 関係機関として「三重県版タイムライン」の運用主体となる市町は、住民に対する情報提供や避難指示の発令等、住民一人ひとりの避難行動に対して大きな役割を担っている。そのため、より現場に近い立場で幅広い防災対策を担う市町においても、市町タイムラインを策定し、これに基づいて県と市町とが一体となった防災対策を行う。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
4 国におけるタイムラインの取組 平成 26 年 1 月、国土交通省が「水防災に関する防災・減災対策本部会議」を立ち上げ、台風等に伴う大規模な洪水や高潮による被害、集中豪雨による内水被害を対象として、それらの被害を最小化させるための検討を進めています。 これに先立つ平成 24 年 10 月、米国ではハリケーン「サンディ」によりニューヨーク等で大きな被害が発生しました。国土交通省・防災関連学会合同調査団が現地調査を行い、平成 25 年 7 月に報告が行われています。この報告において、関係機関別に、避難等に関する情報提供や行動の開始時期を整理した、いわゆる「タイムライン」という考え方が示されています。 この考え方を受けて、現在、国土交通省や都道府県では、洪水予報指定河川や水位周知河川で、地元自治体などと協議しながら、タイムラインの導入に向けた検討を進めています。	(図削除) (削除)

旧	新
国土交通省が示すタイムラインのイメージ例  （出典：国土交通省HP「大規模水災害に備えたタイムライン（防災行動計画）」の策定に向けて）	(図削除)
第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目 1 三重県版タイムライン策定・導入にあたっての検討方法 「三重県版タイムライン」の策定・導入に向けた事前行動項目の検討は、第2章から第4章の「災害対策本部機能の確保」、「避難誘導體制の確保」、「災害未然防止活動」に掲げた対策をベースに進め、各々の章ごとに ・既にある取組で、タイムラインの考え方に沿った取組ができているもの ・既にある取組であるが、対策の時間軸を広げ、タイムラインの取組として再構築したもの ・タイムラインの考え方を取り入れ、新たに整理・検討したもの という視点で整理・検討することで、タイムラインで取り組むべき項目を洗い出しました。 さらに、項目の洗い出しにあたっては、県災害対策本部の各部隊が主体となって事前行動項目を整理・検討し、各部隊が災害対応上関係する機関についても、運用主体に加え、併せて整理・検討を行いました。 なお、本節で述べる事前行動項目とは、台風接近前までに行うべき事前の対策として実施するものであり、タイムラインステージ1（発動）とタイムラインステージ2（準備）における取組が該当します。 また、これら事前行動項目の内容については、市町や防災関係機関がタイムラインの考え方を取り入れた対策の導入を検討する際の参考に供するものとします。 2 三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目 (中略) (2) 三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目	第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目 (削除) 1 三重県版タイムラインにおける事前行動項目 (中略) (2) 三重県版タイムラインにおける事前行動項目

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
【第2章 災害対策本部機能の確保】 （第1節 準備・警戒体制の確保 関連項目） ①タイムライン適用判断・進捗管理 本県では、主に気象警報の発表に基づき災害対策本部を設置し、防災活動を行います。本県に影響を及ぼす可能性のある台風が発生した場合は、災害対策本部を設置する前から、タイムラインの行動項目に基づき、事前対策を実施する必要があります。 したがって、タイムラインを適用するかどうかの判断や、タイムラインに記載した行動項目の進捗管理等、各運用主体間で緊密な連携を図ることを目的とした行動項目を整理した。 【主な行動項目】 ・「タイムライン発動」（総括部隊） ・「タイムライン（TL）ステージ移行の検討」（全部隊） ・「タイムライン進捗管理」（全部隊） ②ゼロ・アワーの設定 気象情報や水位情報等をふまえ、台風による被害が危惧されるタイミング（およその時間）と発生しうる地域となる「ゼロ・アワー」を設定し、各運用主体が「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を基に迅速かつ効率的な防災行動をめざすため、これら「ゼロ・アワー」の設定に関する行動項目を整理しました。 【主な行動項目】 ・「ゼロ・アワー検討時期の判断」（総括部隊） ・「災害情報の分析（ゼロ・アワー）の設定」（総括部隊）	【第2章 災害対策本部機能の確保】 （第1節 準備・警戒体制の確保 関連項目） ①タイムライン適用判断・進捗管理 本県では、主に気象警報の発表に基づき災害対策本部を設置し、防災活動を行うが、本県に影響を及ぼす可能性のある台風が発生した場合は、災害対策本部を設置する前から、タイムラインの行動項目に基づき、事前対策を実施する必要があります。 したがって、タイムラインを適用するかどうかの判断や、タイムラインに記載した行動項目の進捗管理等、各運用主体間で緊密な連携を図ることを目的とした行動項目を整理している。 【主な行動項目】 ・「タイムライン発動」（総括部隊） ・「タイムライン（TL）ステージ移行の検討」（全部隊） ・「タイムライン進捗管理」（全部隊） ②ゼロ・アワーの設定 気象情報や水位情報等をふまえ、台風上陸や台風接近の影響による大雨等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、各運用主体が「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を基に、迅速かつ効率的な防災行動を実施することを狙いとして、これら「ゼロ・アワー」の設定に関する行動項目を整理している。 【主な行動項目】 ・「ゼロ・アワー検討時期の判断」（総括部隊） ・「災害情報の分析（ゼロ・アワー）の設定」（総括部隊）
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 【災害対策統括部隊の概略】  	第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 【災害対策統括部隊の概略】 (図削除)

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 水防警報等の発表・伝達(社会基盤対策部隊＜公共土木施設対策班＞) (3) 水防警報・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報の発表・通知 【三重県水防計画に定める指定水位観測所における河川水位の通報基準】 ＜中略＞ ⑩ 水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき （「三重県水防情報システム（レピス）」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。） ＜中略＞ ■地域・住民が実施する自助・共助の対策 1 風水害からの自衛措置 (1) 気象情報の収集及び避難の準備 住民は、市町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や市町の発令する警戒レベルが付された避難勧告等避難判断情報の収集に注意を払う。 また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要か又は自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、市町から避難勧告等の避難判断情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。 (2) 〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者等避難開始発表時の対応 住民は、自らが居住等する地域に市町から〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合は、立ち退き避難又は垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。 また、避難行動要支援者に対しては、〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者等避難開始発表時点で避難行動を開始できるよう、介護者や地域が避難行動要支援者の避難行動を支援する。 (3) 〔警戒レベル4〕避難勧告発令時の対応 住民は、自らが居住等する地域に市町から〔警戒レベル4〕避難勧告が発表された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難又は垂直避難等を行う。 なお、立ち退き避難を行う場合は、市町により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。 (4) 〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）発令時の対応 立ち退き避難を行う場合は、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、住民は、〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）を待たず、〔警戒レベル4〕避難勧告発令時点で指定避難場所へ避難を行うことを原則とする。 やむを得ず〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫している又は災害が発生している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動をとる。	第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 水防警報等の発表・伝達(社会基盤対策部隊＜公共土木施設対策班＞) (3) 水防警報・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報の発表・通知 【三重県水防計画に定める指定水位観測所における河川水位の通報基準】 ＜中略＞ ⑩ 水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき （「三重県水防情報システム（レピス）」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。<u>ただし、水位周知河川にかかる水位観測所は省略することができない。</u>） ＜中略＞ ■地域・住民が実施する自助・共助の対策 1 風水害からの自衛措置 (1) 気象情報の収集及び避難の準備 住民は、市町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や市町の発令する警戒レベルが付された<u>避難情報</u>の収集に注意を払う。 <u>また、指定緊急避難場所や避難経路だけでなく、日常生活において自らが居ることが多い場所（自宅・勤務先・要配慮者利用施設等）の災害リスクを把握し、立ち退きが必要な場所なのか、上階への移動（垂直避難）等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について確認しておき、自らの判断で主体的な避難行動をとるための準備を行う。</u> <u>なお、立ち退き避難を行う場合は、市町により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。</u> (2) 〔警戒レベル3〕高齢者等避難発令時の対応 自らが居住等する地域に市町から〔警戒レベル3〕高齢者等避難が発令された場合、高齢者や障害のある人等、避難を完了させるまでに時間を要する住民については、その避難支援者とともに、災害が発生する前までに避難を完了できるよう、必要な避難行動を取る。 <u>また、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや、浸水しやすい局所的に低い土地等、早めの避難が望ましい場所に居住する住民についても、自主的な避難を開始する。</u> <u>上記以外の住民についても、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。</u> (3) 〔警戒レベル4〕避難指示発令時の対応 <u>自らが居住等する地域に市町から〔警戒レベル4〕避難指示が発令された場合、居住者等は危険な場所から全員避難し、災害が発生する前までに避難行動を完了する。</u> <u>具体的にとるべき避難行動は、立ち退き避難を基本とするが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できることが確認できれば、自らの判断で垂直避難等により安全を確保する。</u> (削除)

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
(5) 「警戒レベル5」災害発生情報発令時の対応 住民は、自ら居住等する地域に市町から「警戒レベル5」災害発生情報が発令された場合は、既に災害が発生している状況であることを鑑み、生命を守るための最善の行動をとる。	(4) 「警戒レベル5」緊急安全確保発令時の対応 自ら居住等する地域に市町から「警戒レベル5」緊急安全確保が発令される状況において、<u>まだ必要な避難行動が完了していない場合は、避難経路が浸水している等、指定緊急避難場所等への立ち退き避難が安全にできない可能性があるため、自宅等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動するなど、その時点において自らがいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する。</u> ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町長から必ず発令されるものではなく、また、本行動は避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。そのため、このような状況に至る前の段階で、必要な避難行動を完了していることが前提であることから、「警戒レベル3」高齢者等避難や「警戒レベル4」避難指示が発令されたタイミングで必ず避難できるよう、常に備えておく。
第3章 避難誘導体制の確保 第1節 避難所の確保及び早期避難の促進（接近3） 第3項 対策 ■県が実施する対策 （新規）	第3章 避難誘導体制の確保 第1節 避難所の確保及び早期避難の促進（接近3） 第3項 対策 ■県が実施する対策 <u>4 他 の都道府県の市町村への広域避難の受入協議（総括部隊＜総括班＞）</u> 災害が発生するおそれがある場合において、地方部を通じて、市町から他の都道府県の市町村への避難者の受入れについて、当該都道府県の市町村が所在する県との協議を求められた場合、当該都道府県に対して被災者の受入について協議する。 <u>5 避難者の大規模移送支援（総括部隊＜救助班＞）</u> 災害が発生するおそれがある場合において、地方部を通じて、市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき等は、災害時における緊急・救援輸送に関する協定に基づき、（公社）三重県バス協会の協力を得るなどにより、避難者の移送を支援する。
■市町が実施する対策 1 避難の実施 (3) 避難準備・高齢者等避難開始・勧告・指示・災害発生情報の発令 「警戒レベル3」避難準備・高齢者等避難開始、「警戒レベル4」避難勧告、「警戒レベル4」避難指示（緊急）、「警戒レベル5」災害発生情報を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、同報無線やエリアメール、広報車、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。 ① 要避難対象地域 ② 避難場所 ③ 避難理由 ④ 避難経路 ⑤ 避難時の注意事項等	■市町が実施する対策 1 避難の実施 (3) <u>避難情報</u>の発令 市町は、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合は、災害発生のある地域に対し、速やかに「警戒レベル3」<u>高齢者等避難</u>、「警戒レベル4」<u>避難指示</u>、「警戒レベル5」<u>緊急安全確保</u>を発令するとともに、その旨を県に報告する。 <u>住民等への情報伝達にあたっては、</u>次の項目から必要な情報を明示して行い、同報無線や<u>緊急速報</u>メール、広報車、<u>Lアラート</u>、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。 ① 要避難対象地域 ② 避難場所 ③ 避難理由 ④ 避難経路 ⑤ 避難時の注意事項等 また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示等の判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、避難行動をとりやすい時間帯における早期の避難所開設

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
(4) 避難の実施 市町は、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を確認し、あらかじめ定める避難勧告等判断基準に達した場合は、災害発生危険のある地域に対し、速やかに避難勧告等を発令する。 避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は市町が手配した車両、船舶等を用いて避難を行う。 また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難勧告等判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期の避難所開設や避難準備・高齢者等避難開始の発令等を検討する。 (新規)	<u>や、高齢者等避難の発令等を検討する。</u> (4) 避難<u>誘導</u>の実施 避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は市町が手配した車両、船舶等を用いて避難を行う。 <u>なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保（上階への移動や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保すること）」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知を図る。</u> <u>2 広域避難の実施</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を同一市町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。</u> <u>なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。</u> <u>3 避難者の大規模移送の要請</u> <u>被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。</u>
第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護（接近4） 第3項 対策 ■県民が実施する対策 2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策 避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。	第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護（接近4） 第3項 対策 ■県民が実施する対策 2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策 避難行動要支援者及び<u>避難支援等関係者は、個別避難計画等により</u>地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。
第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第1節 災害対策活動の実施体制の確保（発災1） 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <国が実施する対策>	第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第1節 災害対策活動の実施体制の確保（発災1） 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <国が実施する対策> <u>1 特定災害対策本部の設置</u> <u>災害が発生し、または発生するおそれがあり、その規模が非常災害に該当するに至らない場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に特定災害対策本部が設置される。</u> <u>特定災害対策本部は、防災担当大臣その他の国務大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。</u>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
1 非常災害対策本部の設置 県内に非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。 非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。 2 緊急災害対策本部の設置 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣が充てられる。 所掌事務は非常災害対策本部のそれに準じる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。	2 非常災害対策本部の設置 非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に非常災害対策本部が設置される。 非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。 なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されている場合は、当該特定災害対策本部は廃止され、非常災害対策本部がその所掌事務を承継する。 3 緊急災害対策本部の設置 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。 非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。 なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災7） 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊） (6) 緊急通行車両等の確認と緊急通行車両等確認証明書等の交付 緊急通行車両等の確認と証明書等の交付は、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署、災害時に設置される交通検問所並びに県防災対策部、地域防災総合事務所等において以下のとおり行う。 特に、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両等については迅速に交付する。 ア 緊急通行車両等の確認 災害が発生した際、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。 イ 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付 緊急通行車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両等確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章を交付する。 （事前届出制度等については、第2部第4章第1節「輸送体制の整備」に記載）	第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災7） 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊） (6) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付 緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（緊急通行車両等）とする。 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、三重県防災対策部、三重県地域防災総合事務所または地域活性化局において以下のとおり行う。 また、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両については優先して交付する。 ア 緊急通行車両確認証明書の交付申請手続き 災害が発生した際に、車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。 また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、事前届出を行っていない申請者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査を省略することができる。 イ 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付 交付機関は緊急通行車両の交付申請に基づき、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。 （事前届出制度等については、第2部第4章第1節「輸送体制の整備」に記載）

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和４年３月修正案 新旧対照表

旧	新
第２節 水防活動（発災８） 第３項 対策 ■県が実施する対策 １ 水防活動の実施（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞） （４）水位の通知及び公表 水位計の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。 また、水位計の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。（水防法第１２条） （「三重県水防情報システム（レピス）」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。）	第２節 水防活動（発災８） 第３項 対策 ■県が実施する対策 １ 水防活動の実施（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞） （４）水位の通知及び公表 水位計の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。 また、水位計の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。（水防法第１２条） （「三重県水防情報システム（レピス）」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。<u>ただし、水位周知河川にかかる水位観測所は省略することができない。</u>）
第３章 救助・救急及び医療・救護活動 第２節 医療・救護活動（発災１３） ■県が実施する対策 第３項 対策 １ 医療情報の収集・共有 （４）ＳＣＵの設置及び運営（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞＜地方部保健所（保健所一部福祉事務所）＞） 広域医療搬送が必要と判断された場合は、現地情報を参考にＳＵＣの設置を決定し、災害拠点病院のDMATと協力してＳＵＣを設置する。 ＜中略＞ （新規）	第３章 救助・救急及び医療・救護活動 第２節 医療・救護活動（発災１３） ■県が実施する対策 第３項 対策 １ 医療情報の収集・共有 （４）ＳＣＵの設置及び運営（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞＜地方部保健所（保健所一部福祉事務所）＞） 広域医療搬送<u>及び隣県等との調整により行う地域間搬送</u>が必要と判断された場合は、現地情報を参考にＳＵＣの設置を決定し、災害拠点病院のDMATと協力してＳＵＣを設置する。また、協定書等に基づき医薬品や医療資器材等の供給を実施する。 ＜中略＞ <u>（９）小児・周産期リエゾンの要請</u> <u>小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。</u> <u>ア 三重県小児・周産期リエゾンの招聘</u> <u>被災地において、小児・周産期医療の必要があるときは、知事は三重小児・周産期リエゾンを県災対本部保健医療部隊に招聘する。</u> <u>イ 他県との調整</u> <u>被害が甚大で県内の産科・小児科医療機関では小児・周産期医療の提供が不足すると想定されるときは、小児・周産期リエゾンは他都道府県の小児・周産期リエゾンに応援や妊婦・周産期児の受け入れ等の調整を行う。</u>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
第4章 緊急避難対策 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 被災者の大規模避難対策 (1) 避難者の大規模移送支援（総括部隊＜救助班＞） 広域災害に伴い、地方部を通じて市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき等は、災害時における緊急・救援輸送に関する協定に基づく（公社）三重県バス協会の協力を得るなどにより、被災者等を避難させる。 また、災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で移送の必要性が認められたときには、市町の要請を待たず速やかに、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、避難者を陸上、海上輸送により移送するほか、必要に応じて空輸等の方法により避難させる。 (2) 県内市町への広域避難の受入要請（総括部隊＜総括班＞） 災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で、他市町への被災者の受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入を要請する。 なお、地方部が市町から要請を受けた場合で、部内においてその対策が可能なときは、地方部が市町間の調整を行う。 (3) 県外市町村への広域避難の受入要請（総括部隊＜総括班＞） 広域災害に伴い、地方部を通じて市町から県外の市町村への避難者の受入要請を受けた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で、県外市町村への避難者受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず、他府県と被災者の受入について要請、協議する。	第4章 緊急避難対策 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 県内市町への広域避難の受入協議（総括部隊＜総括班＞） 災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で、他市町への被災者の受入れが必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入れを協議する。 3 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議（総括部隊＜総括班＞） 災害の発生に伴い、地方部を通じて、市町から他の都道府県の市町村への避難者の受入れについて、当該都道府県の市町村が所在する県との協議を求められた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で、他の都道府県の市町村への避難者の受入れが必要と認められたときは、当該都道府県に対して避難者の受入れについて協議する。 4 避難者の大規模移送支援（総括部隊＜救助班＞） 災害の発生に伴い、地方部を通じて、市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき等は、災害時における緊急・救援輸送に関する協定に基づき、（公社）三重県バス協会の協力を得るなどにより、避難者の移送を支援する。 また、災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で移送の必要性が認められたときなどは、市町の要請を待たず速やかに、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、避難者を陸上、海上輸送により移送するほか、必要に応じて空輸等の方法により避難させる。
■市町が実施する対策 3 避難場所・避難所への避難誘導 避難場所への避難誘導においては、各地域の避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。 避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等での避難を誘導する。 ＜中略＞ ③ 広域災害による大規模移送 被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。 また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。 ＜中略＞ （新規）	■市町が実施する対策 3 避難場所・避難所への避難誘導 避難場所への避難誘導においては、各地域の避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。 避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等での避難を誘導する。 ＜中略＞ ③ 避難者の大規模移送の要請 被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。 また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。 ＜中略＞ 5 広域避難の実施 避難先を同一市町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。 なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15） 第1項 活動方針 ○ 地域住民等は、市町が作成する避難行動要支援者名簿を活用するなどして、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。 ○ 県及び市町は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。 ○ 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。 ○ 県は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。 ○ 医療・保健・福祉の連携を図る。	第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15） 第1項 活動方針 ○ 地域住民等は、市町が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。 ○ 県及び市町は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。 ○ 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。 ○ 県は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。 ○ 医療・保健・福祉の連携を図る。
第3項 対策 ■市町が実施する対策 2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保 (1) 避難行動要支援者の避難行動支援 避難支援にかかる関係機関、関係者等協力を求め、避難行動要支援者名簿を活用するなどして発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。 (2) 要配慮者の生活環境確保 被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。	第3項 対策 ■市町が実施する対策 2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保 (1) 避難行動要支援者の避難行動支援 避難支援にかかる関係機関、関係者等協力を求め、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。 (2) 要配慮者の生活環境確保 被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。
第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15） 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班、ボランティア班＞） (1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。 (2) 通訳者等の派遣 みえ災害時多言語支援センターが中心となって、市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等へ通訳者等を派遣する。 (3) 災害ボランティアの派遣 要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。 5 市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞） 市町から、要配慮者に関連して、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、支援を行う。	第3項 対策 ■県が実施する対策 4 避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班、ボランティア班＞） (1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。 (2) 災害ボランティアの派遣 要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。 5 市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞） (1) 応援職員の派遣等の支援 市町から、要配慮者に関連して、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、支援を行う。 (2) 通訳者派遣等の多言語支援 みえ災害時多言語支援センターが中心となって、他の市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等への通訳者の派遣の調整や、翻訳等の多言語支援を行う。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和４年３月修正案 新旧対照表

旧	新
■市町が実施する対策 ５ 外国人支援 外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。 また、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。	■市町が実施する対策 ５ 外国人支援 外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。 <u>また、多言語での情報提供、相談等の実施や、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。</u>
第５部 被災者支援・復旧対策 第１章 災害対策本部活動体制の確保 第１節 災害対策本部の継続・廃止（復旧１） 第３項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜国が実施する対策＞ １ 非常災害対策本部の継続・廃止 （１）非常災害対策本部の継続 「（２）非常災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合、非常災害対策本部は継続される。 （２）非常災害対策本部の廃止 非常災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の非常災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるとき、又は緊急災害対策本部が設置されたときに廃止される。 ２ 緊急災害対策本部の継続・廃止 （１）緊急災害対策本部の継続 「（２）緊急災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合、緊急災害対策本部は継続される。 （２）緊急災害対策本部 緊急災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の緊急災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるときに廃止される。	第５部 被災者支援・復旧対策 第１章 災害対策本部活動体制の確保 第１節 災害対策本部の継続・廃止（復旧１） 第３項 対策 （削除）
第２節 災害救助法の適用（復旧２） 第３項 対策 ■参考 ※ 災害救助法適応基準等について、資料編第３部第８章に移動 新旧対照表の掲載は省略	第２節 災害救助法の適用（復旧２） 第３項 対策 ■参考 ※ 災害救助法適応基準等について、資料編第３部第８章に移動 新旧対照表の掲載は省略
第２章 被災者支援等の活動 第２節 緊急輸送手段の確保（復旧４） 第３項 対策 ■県が実施する対策 ３ 輸送手段の確保（総括部隊〈総括班〉） （１）陸上輸送手段の協力要請 緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。	第２章 被災者支援等の活動 第２節 緊急輸送手段の確保（復旧４） 第３項 対策 ■県が実施する対策 ３ 輸送手段の確保（総括部隊〈総括班〉） （１）陸上輸送手段の協力要請 緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新																											
① 指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第 86 条の 18） ＜指定公共機関＞ 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社 ＜指定地方公共機関＞ （一社）三重県トラック協会	① 指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第 86 条の 18） <u>緊急輸送が必要となった場合、基本法第 86 条の 18 に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して支援を要請する。</u> ＜指定公共機関＞ 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社 ＜指定地方公共機関＞ （一社）三重県トラック協会																											
第 4 節 給水活動（復旧 6） 第 3 項 対策 ■県が実施する対策 3 県による応急給水活動の実施（被災者支援部隊＜水道応援班＞） (5) 応急給水目標水量 水道施設発災からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。。 <table><tr><th>水道施設発災からの日数</th><th>目標水量</th><th>用途</th></tr><tr><td>～ 3 日まで</td><td>1 人 1 日 3 ℓ</td><td><u>生命維持に最低限必要な水量</u></td></tr><tr><td>～ 7 日</td><td>1 人 1 日 20 ℓ</td><td><u>炊事、洗面等最低限の生活水量</u></td></tr><tr><td>～ 14 日</td><td><u>1 人 1 日 100 ℓ</u></td><td><u>生活用水の確保</u></td></tr><tr><td>～ 28 日</td><td><u>被災前給水量</u> (1 人 1 日 250 ℓ)</td><td><u>応急復旧完了</u></td></tr></table>	水道施設発災からの日数	目標水量	用途	～ 3 日まで	1 人 1 日 3 ℓ	<u>生命維持に最低限必要な水量</u>	～ 7 日	1 人 1 日 20 ℓ	<u>炊事、洗面等最低限の生活水量</u>	～ 14 日	<u>1 人 1 日 100 ℓ</u>	<u>生活用水の確保</u>	～ 28 日	<u>被災前給水量</u> (1 人 1 日 250 ℓ)	<u>応急復旧完了</u>	第 4 節 給水活動（復旧 6） 第 3 項 対策 ■県が実施する対策 3 県による応急給水活動の実施（被災者支援部隊＜水道応援班＞） (5) 応急給水目標水量 水道施設被災からの日数別の応急給水目標水量は、<u>厚生労働省が地震発生時を想定して作成した以下の指針</u>を参考とする。 <table><tr><th><u>地震発生</u>からの日数</th><th>目標水量</th><th>用途</th></tr><tr><td>～ 3 日まで</td><td>1 人 1 日 3 ℓ</td><td><u>飲料等</u></td></tr><tr><td>7 日</td><td>1 人 1 日 20～30 ℓ</td><td><u>飲料、水洗トイレ、洗面等</u></td></tr><tr><td>14 日</td><td><u>被災前給水量</u> (1 人 1 日 250 ℓ)</td><td></td></tr></table> <u>出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」</u>	<u>地震発生</u> からの日数	目標水量	用途	～ 3 日まで	1 人 1 日 3 ℓ	<u>飲料等</u>	7 日	1 人 1 日 20～30 ℓ	<u>飲料、水洗トイレ、洗面等</u>	14 日	<u>被災前給水量</u> (1 人 1 日 250 ℓ)	
水道施設発災からの日数	目標水量	用途																										
～ 3 日まで	1 人 1 日 3 ℓ	<u>生命維持に最低限必要な水量</u>																										
～ 7 日	1 人 1 日 20 ℓ	<u>炊事、洗面等最低限の生活水量</u>																										
～ 14 日	<u>1 人 1 日 100 ℓ</u>	<u>生活用水の確保</u>																										
～ 28 日	<u>被災前給水量</u> (1 人 1 日 250 ℓ)	<u>応急復旧完了</u>																										
<u>地震発生</u> からの日数	目標水量	用途																										
～ 3 日まで	1 人 1 日 3 ℓ	<u>飲料等</u>																										
7 日	1 人 1 日 20～30 ℓ	<u>飲料、水洗トイレ、洗面等</u>																										
14 日	<u>被災前給水量</u> (1 人 1 日 250 ℓ)																											
第 5 節 ボランティア活動の支援（復旧 7） 第 1 項 活動方針 ○ みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。 ○ 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つ N P O ・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。 ○ 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な N P O ・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。 ＜中略＞ 第 3 項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等） (2) 三重県社会福祉協議会 ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。	第 5 節 ボランティア活動の支援（復旧 7） 第 1 項 活動方針 ○ みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。 ○ 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つ N P O ・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。 ○ 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な N P O ・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。 <u>○ 災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に準じたボランティア支援活動を展開する。</u> <u>○ 感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。</u> ＜中略＞ 第 3 項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等） (2) 三重県社会福祉協議会 ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。																											

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
② 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに被災状況などの情報提供を行う。 ③ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市町社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員の派遣を要請し、センターの立ち上げ、運営にかかる支援を行う。 ④ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。	② 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣し、被害状況などの情報共有を行い活動に参画する。 ③ 必要に応じて、被災市町の市町社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。 ④ 全国社会福祉協議会や県内外の社会福祉協議会、支援団体と連携し、被災市町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。
第7節 災害警備活動（復旧9） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 災害警備活動の実施（警察部隊） (6) 二次災害の防止 二次災害の危険が署等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町等に連絡し、避難勧告等の発令を促す。 <中略> (8) 社会秩序の維持 被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。 加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の防止に努める。 津波災害時には、被災地が広範囲にわたることから、社会秩序を維持するための活動範囲も広範囲にわたることを考慮して活動にあたる。また、大量の拾得物を取り扱う場合において、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努める。 <中略> (10) 相談活動 行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。	第7節 災害警備活動（復旧9） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 災害警備活動の実施（警察部隊） (6) 二次災害の防止 二次災害の危険が署等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町等に情報提供する。 <中略> (8) 社会秩序の維持 被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性、子供等に対する性暴力、DVやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。 加えて、被災地に限らず、災害に便乗した各種犯罪、インターネット、SNS等によるデマ情報の拡散等に関する情報収集及び取締り、被害防止対策等を講じるとともに、県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の防止に努める。 <中略> (10) 相談活動 行方不明者相談ダイヤル等の相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。
第4章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（復旧17） 第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞） (2) 応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。	第4章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（復旧17） 第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞） (2) 応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和4年3月修正案 新旧対照表

旧	新
第6部 事故等による災害対策 第2章 火災対策 第1節 大規模火災の対策（事故5） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害予防 (5)特定防火対象物等火災予防対策 ② 県立学校建物（教育委員会） 県立学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。<u>国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る。</u> ＜中略＞ 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1)警察による初動措置（警察本部） 事故等災害が発生した場合は、おおむね次の初動措置を行うこととし、具体的な運用等について<u>は、別に定める「三重県警察突発重大事案初動措置計画」による。</u> ア 情報収集 イ 救出救護 ウ 事態の收拾 エ 交通対策 オ 初動捜査 カ その他の必要な初動措置 ＜中略＞ (3)林野火災空中消火活動（防災対策部） ① 空中消火等の概要 ＜中略＞ ウ 空中消火用資機材等 a 三重県防災ヘリコプターの資機材 (i)消火タンク（アイソレーヤー） <u>防災ヘリコプターの機体胴体下部面にドロップタンク（1300リットル）を取り付け、河川、湖等から給水、又は地上で水を補給し散水する。</u> (ii)消火バケット（バンビバケット） 消火バケット（910リットル、2台）を防災ヘリコプターのカーゴフックに吊り下げ、火災発生時に河川・湖、海等で給水を行い散水する。	第6部 事故等による災害対策 第2章 火災対策 第1節 大規模火災の対策（事故5） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害予防 (5)特定防火対象物等火災予防対策 ② 県立学校建物（教育委員会） 県立学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。 ＜中略＞ 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1)警察による初動措置（警察本部） 事故等災害が発生した場合は、次の初動措置を行う。 ア 情報収集 イ 救出救護 ウ 事態の收拾 エ 交通対策 オ 初動捜査 カ その他の必要な初動措置 ＜中略＞ (3)林野火災空中消火活動（防災対策部） ① 空中消火等の概要 ＜中略＞ ウ 空中消火用資機材等 a 三重県防災ヘリコプターの資機材 (i)消火バケット（<u>バンビマックス</u>） 消火バケット（<u>1,000</u>リットル、2台）を防災ヘリコプターのカーゴフックに吊り下げ、火災発生時に河川・湖、海等で給水を行い散水する。 （削除）